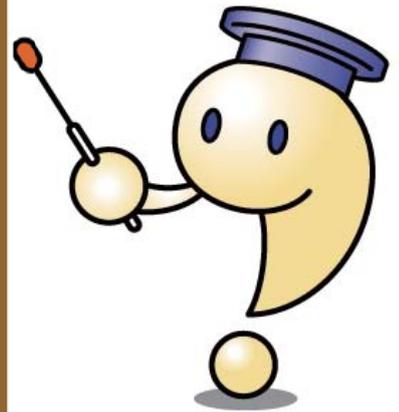


知的財産セミナー 福井

知的財産侵害物品は、輸入してはならない貨物として関税法に規定されており、全国の税関において取締りが行われています。

税関における知的財産侵害物品の水際取締りは、知的財産侵害物品を税関で差し止めることにより国内市場への流通・拡散を阻止することができるため、コピー商品等の模倣品対策として非常に有効な手段です。



日時

平成28年 **11月18日 (金)**

セミナー 15:00~16:30

交流会 16:40~18:00

会場

福井商工会議所 国際ホール

福井市西木田2-8-1 TEL: 0776-36-8111 (代)

*裏面に会場周辺地図を記載してあります。

定員

先着順・事前申込制

●セミナー 50名 ●交流会 25名

*定員となり次第、締め切らせていただきますのでご了承ください。

**参加費
無料**

講演会

「税関における知的財産侵害物品の水際取締り」

— 輸入差止申立制度と認定手続の基礎知識 —

講師：大阪税関 知的財産調査官 吉岡 真樹 氏

主催／日本弁理士会北陸支部

後援／一般社団法人福井県発明協会・福井商工会議所・福井新聞社

知的財産セミナー 福井

お申し込みは
こちら！

FAX 076-266-0618

開催趣旨

知的財産侵害物品は法律により輸入が禁止されており、税関は空港や港などで輸入貨物の検査を行い、知的財産侵害物品を水際で取り締まっています。

税関では、知的財産侵害物品を効果的に取り締まるため、輸入差止申立制度が導入されています。この制度は、特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等の権利者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し当該貨物の輸入を差止め、認定手続（侵害物品に該当するか否かを認定するための手続）を執るべきことを申し立てることができるものです。

本セミナーでは、大阪税関で実際に差止実務を行っている知的財産調査官を講師に迎えて、知的財産侵害物品の取締制度の概要をわかりやすく説明します。

お申し込み方法

下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、日本弁理士会北陸支部までFAX又は郵送してください。また、セミナー終了後、講師及び県内弁理士を交えての交流会を開催いたしますので、合わせて下記にてお申し込みください。

日本弁理士会北陸支部

〒920-8203
石川県金沢市鞍月2-2 石川県繊維会館2F

FAX 076-266-0618

締切り 平成28年11月16日（水）まで

お問い合わせ TEL：076-266-0617

会場周辺図



知的財産セミナー 福井 参加申込書

氏名	フリガナ
住所	フリガナ 〒 -
連絡先 (勤務先の場合は 会社名・部署・ 役職等も ご記入ください)	TEL: () FAX: () E-mail: 会社名 部署 役職名
交流会	16:40～18:00 (参加費無料) ○をお付け下さい 参加する ・ 参加しない

入場券はお送りしませんので、直接会場にお越し下さい。

【個人情報のお取り扱いについて】ご記入いただいた個人情報は、主催者が責任を持って管理し、セミナーに関する連絡以外の目的には使用いたしません。